

# 平成 27 年度第 2 回自動車検査員教習実施について

平成 27 年度第 2 回自動車検査員教習が下記のとおり実施されます。

## 記

### 1. 教習受講資格

(1)教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において 1 年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6 月以上）の実務の経験を有する者であること。

なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

(2)道路運送車両法第 94 条の 4 第 4 項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

(3)道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

### 2. 教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要な書類

- ・申請要領 本人持参、代理の場合は委任状を添付（郵送不可）  
先着順とし定員に達し次第締め切り（定員 120 名）
- ・受付期間 平成 27 年 12 月 7 日（月）から平成 27 年 12 月 11 日（金）  
（上記期日の 9 時から 17 時）
- ・場 所 熊本県自動車整備振興会教育課
- ・必要書類 申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、申請者の宛名書きをした切手（82 円）を貼った封筒 2 枚

### 3. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

(1) 教習の日時 平成 28 年 1 月 27 日（水）から平成 28 年 1 月 30 日（土）  
9 時～17 時

(2) 教習修了試問の日時 平成 28 年 2 月 17 日（水） 10 時から

(3) 教習及び修了試問の場所

- ・教習場所（座学会場） 未定
- ・教習場所（実習会場） 未定
- ・修了試問場所（会場） 未定

### 4. 教習科目及び教習時間 未定

### 5. その他必要書類（教習資料、講師等）

#### (1) 教習資料

- 自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
- 自動車検査用機械器具の構造と取扱い
- 自動車検査員必携
- 自動車整備関係法令と解説
- 自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）

#### (2) 講師

運輸支局職員その他、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等。

### 6. 注意事項

「教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱います。